

平成 2 5 年 4 月
長 崎 税 関

鹿児島税関支署及び鹿児島税関支署川内出張所の管轄区域変更について

平素より税関行政に対しましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県阿久根市は、現在、鹿児島税関支署の管轄ですが、下記のとおり鹿児島税関支署川内出張所の管轄に変更いたしますのでお知らせします。

記

1 管轄変更の時期

平成 2 5 年 7 月 1 日

2 鹿児島税関支署川内出張所の管轄区域

(1) 平成 2 5 年 6 月まで

薩摩川内市、いちき串木野市

(2) 平成 2 5 年 7 月から

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市